

電波法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 競争による免許の付与等

- 1 総務大臣は、総務省令で定める無線局であって総務省令で定める周波数を使用するものについては、競争により、無線局の免許若しくは包括免許の申請又は特定基地局の開設計画の認定の申請を行うことができる者を選定するものとする。

(第六条第九項、第二十七条の三第三項及び第二十七条の十三第四項関係)

- 2 1の総務省令は、電波の需給のひっ迫の程度、公益上の必要性その他の事情を勘案して定めるものとする。

(第六条第十項、第二十七条の三第四項及び第二十七条の十三第六項関係)

- 3 1の競争への参加の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならないものとする。

(第六条第十一項、第二十七条の三第四項及び第二十七条の十三第五項関係)

- 4 3の申請をした者の数が1の競争により選定しようとする者の数を超えない場合には、1の競争は、行わないものとする。

(第六条第十二項、第二十七条の三第四項及び第二十七条の十三第六項関係)

- 5 1の競争は、無線局の免許を受けた場合において使用できる周波数の電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもって行うものとする。

(第六条第十三項、第二十七条の三第四項及び第二十七条の十三第六項関係)

- 6 1の競争を経て与えられる免許又は1の競争を経て開設計画の認定を受けた者が当該開設計画に従って開設する特定基地局の免許の有効期間は、十五年を超えない範囲内において総務省令で定めるものとする。

(第十三条第二項及び第二十七条の五第四項関係)

- 7 総務大臣は、1及び6の総務省令の制定又は改廃については、電波監理審議会に諮問しなければならないものとする。

(第九十九条の十一第一項関係)

- 8 1の競争を経て免許を受けた無線局の免許人又は1の競争を経て開設計画の認定を受けた者が当該開設計画に従って開設する特定基地局の免許人については、電波利用料は徴収しないものとする。

(第百三条の二第十四項関係)

- 9 1の競争により選定された者が免許を受けるとき、又は1の競争を経て開設計画の認定を受けた者

が当該開設計画に従って最初に開設する特定基地局の免許を受けるときは、これらの競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならないものとする。

(第百三条の三の二第一項及び第三項関係)

二 その他

罰則について所要の規定を設けることその他規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 経過措置等について定めること。

(附則第二項及び第三項関係)